平成２４年（フ）第２９２号
奈良県磯城郡川西町大字下永1274番地の８
債務者　西森　正幸
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
奈良県大和高田市大字土庫735番地10
債務者　森永満知子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
奈良県北葛城郡河合町大字大輪田1198番地64
債務者　池田　優子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
奈良県葛城市八川147番地１エクセラート当麻105号
債務者　キムチ屋李家こと　中尾　考一
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９６７号
広島市東区戸坂千足１丁目14番28―202号
債務者　瀬尾　義弘
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８８号
広島市西区高須２丁目１番36―302号
債務者　菅沼　希美（旧姓林）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９６号
広島県東広島市八本松町米満734番地１　エクセルコートＡ101号
債務者　清水　禎浩
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９８号
広島市南区出島２丁目21番８号
債務者　髙橋　幸夫
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２７号
広島県東広島市高屋町造賀2742番地１
債務者　佐々井　隆
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２８号
広島県東広島市高屋町造賀2742番地１
債務者　佐々井佳子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７６号
広島市佐伯区利松３丁目12番13―５号
債務者　連達千江子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５１号
広島市西区草津新町２丁目21番43―204号
債務者　小松　淳子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
長崎県壱岐市郷ノ浦町志原南触978番地
債務者　中上久美夫
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第３４８号
宮崎市清武町木原493番地
債務者　秋山美佐子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６４号
宮崎市鶴島２丁目４番２号
債務者　岩城　伸一
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６５号
宮崎市鶴島２丁目４番２号
債務者　岩城アベリルこと　ＩＷＡＫＩ　ＡＢＥＬＩＬ　ＬＡＺＡ
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７２号
福島県郡山市富久山町福原字惣ケ久保69番地の５
債務者　佐藤　良子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
福島県郡山市田村町上行合字辰ノ尾27番地の１
債務者　浮津　真人
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係